

## 政令第三百三十九号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第二十四号から第二十六号まで」を「前項第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第七条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十五号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。第三十条を除く。）の施行に関すること。

第七条第二項中「前項第二十五号」を「前項第二十六号」に改める。

第二十五条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第九十条に次の一号を加える。

九 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（第二十八条及び第三十条並びに第五章を除く。）の施行に関すること。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（大臣官房の所掌事務の特例）

第一条の二 大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、国土交通省の所管に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人（附則第五条の四において単に「特例民法法人」という。）の監督に関する事務をつかさどる。

附則第二条の見出し中「読み替え等」を「読み替え」に改め、同条第二項を削る。

附則第五条の五を削り、附則第五条の四を附則第五条の五とし、附則第五条の三の次に次の一条を加える。

（大臣官房総務課の所掌事務の特例）

第五条の四 大臣官房総務課は、第二十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、国土交通省の所管に係る特例民法法人の監督に関する事務をつかさどる。

## 附 則

### （施行期日）

1 この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。ただし、第七条の改正規定、第九十条に一号を加える改正規定、附則第二条の改正規定及び附則第五条の五を削る改正規定並びに次項の規定は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

### （国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

2 国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。  
附則第三条を削る。

## 理 由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に伴い、大臣官房の所掌事務から国土交通省所管の公益法人の監督に関する事務を削除するとともに、同法の規定による歴史的風致維持向上基本方針の策定等に関する事務を都市・地域整備局の所掌事務に追加する等の必要があるからである。